

大山生竹軽石の噴出規模見直しに係る指摘事項への対応方針について

資料1

関西電力株式会社 2021/2/12

番号	大分類	小分類	コメント	対応方針（美浜の事例）
1	地盤・地質	火山	「(1)噴出源が同定できる降下火砕物の降灰層厚に関する検討」における、3つのテフラの抽出に至ったプロセスの記載の充実。	3つのテフラの抽出に至ったプロセスについて当初申請書において記載しており新旧比較表では省略していたが、「大山倉吉テフラ」から「大山倉吉軽石」への変更があることから、申請書および新旧比較表に反映する。 一方、3つのテフラにはDNPが含まれていないことから、以下の赤字の記載を追記する。 「この縁り返し生じた噴火のうち、原子力規制委員会(2018) ⁽⁶¹⁾ によると越畠地点において大山生竹軽石の降灰層厚の評価厚さを25cmとしている。この大山生竹軽石について、町田・新井(2011)…」
2	地盤・地質	火山	大山等の火山に関するフリガナの追記。	大山生竹軽石の初出となる「b. 大山倉吉軽石及び大山生竹軽石」においてフリガナを追記する。
3	地盤・地質	火山	大山倉吉軽石の規模に関する噴出量の明示的な記載。	以下の赤字の記載を追記する。 「…発電所運用期間中におけるこの規模（約20km ³ 以上）の噴火…」
4	地盤・地質	火山	Legros法及びHayakawa法に関する引用文献の記載。	以下の赤字の記載を追記するとともに、引用文献に追記する。 「…噴出量をLegros法（2000） ⁽⁶²⁾ 及びHayakawa法（1985） ⁽⁶³⁾ で算定した結果…」
5	地盤・地質	火山	原子力規制委員会（2019）の知見引用の要否。	以下の赤字の文章を削除する。 「また、原子力規制委員会（2019） ⁽⁶²⁾ によると、過去に巨大噴火を起こした火山の噴火直前のマグマの温度・圧力条件から、マグマの定置深さは概ね10km以浅と示される。」「原子力規制委員会（2019） ⁽⁶²⁾ による10km以浅とのマグマの定置深さの推定は、100km ³ を超えるカルデラ噴火を対象に検討されたものであるが、ブリニー式噴火であった大山の噴火形式が仮にカルデラ噴火であつたとしても、地下深部の低速度層の上端深度の約20kmは、それに対し十分に低い位置にあるといえる。」
6	地盤・地質	火山	「11km ³ 」や「20層」などの記載の適正化。	申請書においては「11km ³ 」、「20層」と記載しているため、「20層」と修正する。
7	地盤・地質	火山	大山と越畠地点及び発電所までの距離の関係に関する図の追加。	図の内容を以下の文章に赤字で記載を追記する。
8	地盤・地質	火山	大山と越畠地点及び発電所までの距離の関係に基づき評価した層厚の記載の適正化。	この越畠地点の評価層厚25cmと大山から越畠地点までの距離（191.0km）及び発電所までの距離（222.9km）の関係から、発電所地点における層厚を検討した結果、21.4cmとなる。
9	地盤・地質	火山	引用文献（44）の著者名の適正化。	以下の赤字の記載に修正する。 「(44) 兼岡一郎・井田喜明（1997）…」
10	地盤・地質	火山	引用文献（51）への確認日の記載。	以下の赤字の記載を追記する。 「(51) 気象庁 (https://www.data_jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/katsukazan_toha/katsukazan_toha.html) 確認日：2021年2月4日」
11	地盤・地質	火山	—	「b. 大山倉吉軽石及び大山生竹軽石」の4段落目について以下のとおり修正する。 「原子力規制庁（2019） ⁽⁶⁴⁾ によると…」